

一般社団法人 日本電気工事士協会

定 款

定 款

第1章 総則

第1条 (名称)

当法人は、一般社団法人日本電気工事士協会と称する。

2. 英文名称は、Japan Electrician Association (略称、JAEA) とする。

第2条 (事務所)

当協会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第3条 (公告方法)

当法人の公告は、主たる事務所内の公衆が閲覧しやすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 目的及び事業

第4条 (目的)

当法人は、電気工事士及び電気工事士を志す者の知識及び技能の向上を図るとともに、電気工事士業務の適正な実施を推進し、電気工事の欠陥による災害の発生を防止し、もって公共の福祉増進に寄与することを目的とする。

第5条 (事業)

当法人は前条の目的を果たすために次の事業を行う。

- (1) 電気工事士の知識及び技能向上のための教育の実施
- (2) 電気工事士試験のための教育の実施
- (3) 電気工事士養成機関の設置、同種機関への協力

- (4) 電気保安の確保、労働災害の防止に関する諸行事の実施、協力
- (5) 講習会、講演会及び見学会の実施
- (6) 出版物の刊行及び資料の収集、公開
- (7) 電気工事士の社会保障増進の研究
- (8) 電気工事士試験に対する協力
- (9) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員、会費及び入会、退会

第6条 (会員の種別)

当法人の会員は、正会員、特別会員、準会員、賛助会員及び名誉会員とし、次の要件を満たす者とする。

- (1) 正会員は、電気工事士の資格を有する者
- (2) 特別会員は、電気工事業を営む者の代表者並びにその事業所の結成する団体の代表者
- (3) 準会員は、この電気工事士を志す者
- (4) 賛助会員は、当法人の目的に賛同する者及び総会に於いて推薦された者
- (5) 名誉会員は、電気工事に関する学識経験を有し、当法人の目的に賛同し、総会において推薦された者

2. 前項の会員のうち正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

第7条 (入会及び退会)

当法人の会員として入会しようとする者は、所定の事項を記入した入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. 会員は、退会の旨を会長に届出て、理事会の承認を得て退会することができる。ただし、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

第8条 (入会金及び会費)

当法人の会員として入会の申し込みをする者は、入会申込書の提出と同時に総会において別に定める規程に基づき入会金を納入しなければならない。ただし、特別会員、賛助会員及び名誉会

員は入会金を納入することを要しない。

2. 会員は、総会において別に定める規程に基づき会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員は会費を納入することを要しない。

第9条 (会員の資格喪失)

会員が次のいずれかに該当する場合には、会員は資格を当然に喪失する。

- (1) 第7条第2項に規定する場合
- (2) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (3) 6ヶ月以上会費を納めなかったとき
- (4) 次条に基づき除名されたとき

第10条 (会員の除名)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当法人は総会の決議を経て、当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款その他規程に違反したとき
- (2) 当法人の目的及び活動にそぐわない、もしくは当法人の名誉を傷つける重大な不正や不祥事があったとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

2. 前項各号の規定により、会員を除名しようとするときは、除名を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

第11条 (抛出金品の不返還)

当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

第12条 (構成)

総会は、すべての社員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって一般法人法に定める社員総会とする。

第13条 （権限）

総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 重要な財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第14条 （開催）

総会は、定時総会として毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

第15条 （招集）

総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

第16条 （議長）

総会の議長は、会長がこれに当たる。

第17条 （議決権）

総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

第18条 （議決）

総会の決議は、総社員の議決権の3分の1以上を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4. 理事または監事を解任しようとするときは、解任決議を行う総会において、その理事または監事に弁明の機会を与えなければならない。

第19条 (代理及び書面による議決権の行使)

総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面（委任状）を当法人に提出又は電磁的記録を送信しなければならない。

2. 前項の他、総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使することができる。

第20条 (決議及び報告の省略)

理事又は社員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2. 理事が社員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

第21条 (議事録)

総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 前項の議事録には、議長及び出席した社員又は理事の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が、署名又は記名押印する。

第5章 役員等

第22条 (役員の設定)

当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事7名以上30名以内
- (2) 監事3名以内

2. 理事のうち、1名を会長とし、3名以内を副会長とすることができる。

3. 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長をもって業務執行理事とする。

第23条 (選任等)

理事及び監事は、総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、社員でない学識経験者が理事会の推薦を受けたときは、理事においては5名以内、監事においては1名に限り、総会において選任することができる。

2. 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3. 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4. 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

第24条 (理事の職務権限)

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 代表理事たる会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事たる副会長は、当法人の業務を分担執行する。

第25条 (監事の職務権限)

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第26条 (役員任期)

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の集結のときまでとし、再任を妨げない。

3. 補欠としてあらかじめ選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了までとし、増員として選任された理事の任期は、他の現任者の任期の満了するときまでとする。

4. 役員は、第22条で定めた役員の員数を欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第27条 (報酬)

理事及び監事は無報酬とする。

第6章 理事会

第28条 (構成)

当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第29条 (権限)

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規程、細則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長及び副会長の選定及び解職

第30条 (招集)

理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3. 前項の場合において副会長が欠けたとき又は副会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

4. 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、前二号により会長以外の理事が招集したと

きは、招集した副会長又は理事がこれに当たるものとし、招集した副会長又は理事に事故あるときは、あらかじめ理事会で定めた会長職務代行順位最上位の出席理事がこれに当たる。

第31条（決議）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定に関わらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

第32条（議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した代表理事及び出席した監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 委員会

第33条（委員会）

当法人の事業を推進するため、委員会を設置する。

2. 委員会の運営等に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

第34条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第35条（事業計画及び収支予算）

当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

第36条 （事業報告及び決算）

当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更、解散及び清算

第37条 （定款の変更）

この定款は、総会の決議によって変更することができる。

第38条 （解散）

当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第39条 （残余財産の帰属等）

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2. 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 支部

第40条 (支部の設置)

当法人は、支部を置くことができる。

2. 支部の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第11章 事務局

第41条 (事務局)

当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任免し、職員は、会長が任免する。
4. 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第12章 附則

第42条 (委任)

この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第43条 (最初の事業年度)

当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成25年3月31日までとする。

第44条 (設立時役員)

当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	牧野 光洋
設立時理事	矢田 英明
設立時理事	伊藤 徳一
設立時理事	池田 憲治
設立時理事	中川 正則

設立時理事 名取 隆司
設立時理事 嶋田 実
設立時理事 磯崎 勝
設立時理事 河合 鉄雄
設立時理事 岩崎 俊治
設立時理事 池田 信也
設立時理事 大出 裕資
設立時理事 西村 喜介

設立時業務執行理事
(副会長) 矢田 英明
設立時業務執行理事
(副会長) 伊藤 徳一
設立時業務執行理事
(副会長) 池田 憲治

設立時代表理事 東京都杉並区堀ノ内三丁目25番3号
(会 長) 牧野 光洋

設立時監事 堂地 正一

第45条 (設立時社員の氏名又は名称及び住所)

設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

- 1 住所 東京都杉並区堀ノ内三丁目25番3号
氏名 牧野 光洋
- 2 住所 埼玉県蕨市塚越四丁目12番27号 東建ニューハイツ蕨市民公園118号
氏名 矢田 英明

第46条 （会員の移行）

日本電気工事士協会の会員である者は、第7条及び第8条の規定にかかわらず、所要の手続を経て、一般社団法人の設立登記の日に当法人の会員になったものとみなす。ただし、反対の意思を表明した会員に関してはこの限りでない。

第47条 （財産・負債の引き継ぎ）

日本電気工事士協会の保有する財産・負債については、所要の手続を経て、一般社団法人の設立登記の日をもって当法人に簿価で引継ぐものとする。

第48条 （法令の準拠）

この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

変更履歴

平成24年 3月26日 定款認証

平成24年 4月 2日 設立（一般社団法人）

平成27年 5月26日 一部変更

令和 2年 5月28日 一部変更

令和 4年 9月21日 一部変更（第2条に限り令和4年12月5日効力発生）